

太田市木造住宅耐震改修補助事業補助金交付規則

(目的)

第1条 この規則は、地震発生時における木造住宅の倒壊等による災害を防止するため、耐震改修を実施する者に太田市木造住宅耐震改修補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、太田市耐震改修促進計画に基づく安全な建築物の整備の促進を図り、もって災害に強いまちづくりの推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅 昭和56年5月31日以前に建築され、又は着工された建築基準法（昭和25年法律第201号）の集団規定等に抵触していない戸建て木造住宅（在来軸組構法、枠組壁工法又は伝統的構法による戸建て木造住宅に限り、併用住宅（住宅部分の床面積が2分の1以上のものに限る。以下同じ。）を含む。）をいう。
- (2) 耐震診断 「木造住宅の耐震診断と補強方法」（一般財団法人日本建築防災協会発行）に基づき、一級建築士、二級建築士又は木造建築士（以下「建築士」という。）で、木造住宅の耐震診断と補強方法に関する講習を修了した者が行う一般診断法又は精密診断法による耐震診断をいう。
- (3) 耐震改修 耐震診断により上部構造評点のうち最小の値（以下「評点最小値」という。）が1.0未満と診断された木造住宅について行う、全部改修、部分改修、耐震シェルター等設置及び建替えをいう。
- (4) 耐震改修設計 耐震診断により評点最小値が1.0未満と診断された木造住宅について木造住宅の耐震診断と補強方法に関する講習を修了した建築士が行う当該木造住宅の耐震性を高めるための設計をいう。
- (5) 工事監理 木造住宅の耐震診断と補強方法に関する講習を修了した建築士が行う工事監理をいう。
- (6) 全部改修 耐震診断により評点最小値が1.0未満と診断された木造住宅に対し、その評点最小値が1.0以上となる耐震性を得ることを目的とした耐震改修設計に基づき行う改修工事をいう。
- (7) 部分改修 耐震診断により評点最小値が1.0未満と診断された階数2階の木造住宅に対し、1階部分の評点最小値が1.0以上となる耐震性を得ることを目的として耐震改修設計に基づき行う改修工事をいう。
- (8) 耐震シェルター等設置 耐震診断により評点最小値が1.0未満と診断された木造住宅に耐震シェルター等（住宅の居室又は居室の一部に設置される、地震により住宅が倒壊しても居住者の生命を守るための空間を確保する装置又は寝ている人の身を落下物等から保護しその生命を守るベッド型の装置で、市長が別に定めるものをいう。以下同じ。）を設置する工事をいう。

(9) 建替え 耐震診断により評点最小値が1.0未満と診断された木造住宅を除去し、同一敷地内に新たに戸建ての住宅（併用住宅を含む。）を建築する工事をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、市内に存する木造住宅について耐震改修を行う者であって、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める要件に該当するものとする。

(1) 全部改修、部分改修又は耐震シェルター等設置を行う場合 次のアからカまでに掲げる要件のいずれにも該当すること。

ア 当該木造住宅を住所として、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されていること（当該耐震改修後、第8条の規定による報告及び申請を行う日までに当該木造住宅を住所として記録されることとなる場合を含む。）。

イ 当該木造住宅を本人又はその3親等以内の親族が所有していること。

ウ 本人及びその属する世帯の他の世帯員全員が、市区町村税等を滞納していないこと。

エ 当該耐震改修が、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の建設業の許可を得た者に発注して行われるものであること。

オ この規則に基づく補助金の交付を受けたことがないこと。

カ 当該耐震改修が、他の制度による補助金等の交付を受けようとするものでないこと。

(2) 建替えを行う場合 次のアからカまでに掲げる要件のいずれにも該当していること。

ア 当該建替えにより新たに建築する住宅を住所として、第8条の規定による報告及び申請を行う日までに、住民基本台帳法に基づき本市の住民基本台帳に記録されることとなること。

イ 当該建替えにより除却する木造住宅を本人又はその3親等以内の親族が所有していること。

ウ 本人及びその属する世帯の他の世帯員全員が、市区町村税等を滞納していないこと。

エ 当該建替えのうち、木造住宅を除却する工事（以下「除却工事」という。）が、建設業法別表第1の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業に係る同法第3条第1項の許可を受けた者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項の登録を受けた者に発注して行われるものであること。

オ この規則に基づく補助金の交付を受けたことがないこと。

カ 当該建替えが、他の制度による補助金等の交付を受けようとするものでないこと。

（補助金の額等）

第4条 補助金の額は、次に掲げる耐震改修の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 全部改修 全部改修に係る費用（耐震改修設計及び工事監理に係る費用を含む。以下同じ。）の5分の4以内の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）。ただし、100万円を限度とする。

(2) 部分改修 部分改修に係る費用（耐震改修設計及び工事監理に係る費用を含む。以下同じ。）の2分の1以内の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）。

ただし、60万円を限度とする。

(3) 耐震シェルター等設置 耐震シェルター等設置に係る費用の2分の1以内の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）。ただし、60万円を限度とする。

(4) 建替え 除却工事に係る費用の2分の1以内の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）。ただし、50万円を限度とする。

2 補助金は、予算の範囲内において交付する。

（認定申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、耐震改修補助事業認定申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添えてこれを市長に提出し、当該耐震改修が補助金の交付の対象となるか否かについての認定を受けなければならない。

(1) 全部改修又は部分改修を行う場合 次のアからカまでに掲げる書類

ア 耐震改修設計に係る図書

イ 全部改修又は部分改修に係る費用の見積書の写し

ウ 耐震診断の結果を証する書類（木造住宅の耐震診断と補強方法に記載された「精密診断法1」診断表又は「一般診断法」診断表に相当するものをいう。以下同じ。）

エ 建築基準法に規定する建築確認済証の写し（建築確認が必要な場合に限る。）

オ 全部改修又は部分改修を行う木造住宅の所有者が確認できる登記事項証明書等の書類

カ その他市長が必要と認める書類

(2) 耐震シェルター等設置を行う場合 次のアからオまでに掲げる書類

ア 耐震シェルター等設置に係る費用の見積書の写し

イ 耐震診断の結果を証する書類

ウ 耐震シェルター等設置を行う木造住宅の平面図等の耐震シェルター等の設置場所が確認できる書類

エ 耐震シェルター等設置を行う木造住宅の所有者が確認できる登記事項証明書等の書類

オ その他市長が必要と認める書類

(3) 建替えを行う場合 次のアからオまでに掲げる書類

ア 除却工事に係る費用の見積書の写し

イ 耐震診断の結果を証する書類

ウ 当該建替えにより新たに建築する住宅に係る建築基準法に規定する建築確認済証の写し

エ 除却工事を行う木造住宅の所有者が確認できる登記事項証明書等の書類

オ その他市長が必要と認める書類

2 前項各号に定めるもののほか、申請者と当該耐震改修を行う木造住宅の所有者が異なる場合は、申請者は、当該所有者が当該耐震改修を行うことについて同意したことを証する書類及び当該所有

者が申請者の3親等以内の親族であることを確認できる書類を添付しなければならない。

(認定の通知)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、認定の可否について、速やかに、耐震改修補助事業認定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更又は中止)

第7条 前条の規定による認定を受けた者(以下「補助認定者」という。)は、その申請内容を変更しようとするときは、耐震改修補助事業認定変更申請書(様式第3号)に耐震改修の変更する内容を確認することができる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請に基づき認定の変更を認めたときは、耐震改修補助事業認定変更承認通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

3 補助認定者は、事情により耐震改修を中止するときは、耐震改修補助事業中止届(様式第5号)をもって、市長に届け出なければならない。

(完了の報告等)

第8条 補助認定者は、当該認定に係る耐震改修が完了したときは、速やかに耐震改修補助事業完了報告書兼補助金交付申請書(様式第6号)に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添えて、市長に報告及び申請をしなければならない。この場合において、第5条の規定による申請時に当該耐震改修に係る木造住宅に居住していない者は、この条の規定による報告及び申請をする日までに、当該耐震改修後の住宅に居住していなければならない。

(1) 全部改修又は部分改修を行った場合 次のアからケまでに掲げる書類

ア 耐震改修内訳書(様式第7号)

イ 全部改修又は部分改修(耐震改修設計及び工事監理を含む。)に係る契約書及び工事内容の内訳が分かるものの写し

ウ 全部改修又は部分改修に係る費用の領収書の写し

エ 全部改修又は部分改修の工事前、工事中及び工事後の写真

オ 建築基準法に規定する検査済証の写し(建築確認を要した場合に限る。)

カ 住民票の写し(第5条の規定による申請時に当該木造住宅に居住していない場合に限る。)

キ 耐震改修補助事業補助金の代理受領に係る委任状(様式第8号)(代理受領の場合に限る。)

ク 耐震改修補助事業補助金の代理受領の委任に係る同意書(様式第9号)(代理受領の場合に限る。)

ケ その他市長が必要と認める書類

(2) 耐震シェルター等設置を行った場合 次のアからクまでに掲げる書類

ア 耐震改修内訳書

イ 耐震シェルター等設置に係る契約書の写し

- ウ 耐震シェルター等設置に係る費用の領収書の写し
- エ 耐震シェルター等設置の工事前及び工事後の写真
- オ 住民票の写し（第5条の規定による申請時に当該木造住宅に居住していない場合に限る。）
- カ 耐震改修補助事業補助金の代理受領に係る委任状（代理受領の場合に限る。）
- キ 耐震改修補助事業補助金の代理受領の委任に係る同意書（代理受領の場合に限る。）
- ク その他市長が必要と認める書類

(3) 建替えを行った場合 次のアからケまでに掲げる書類

- ア 耐震改修内訳書
- イ 除却工事に係る契約書の写し
- ウ 除却工事に係る費用の領収書の写し
- エ 除却工事及び当該建替えにより新たに住宅を建築する工事に係る工事前及び工事後の写真
- オ 当該建替えにより新たに建築する住宅に係る建築基準法に規定する検査済証の写し
- カ 住民票の写し（第5条の規定による申請時の居住地と当該建替え後の住宅の所在地が異なる場合に限る。）
- キ 耐震改修補助事業補助金の代理受領に係る委任状（代理受領の場合に限る。）
- ク 耐震改修補助事業補助金の代理受領の委任に係る同意書（代理受領の場合に限る。）
- ケ その他市長が必要と認める書類

- 2 前項の報告及び申請は、当該報告及び申請に係る耐震改修の完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の2月末日までのいずれか早い日までに提出しなければならない。ただし、特別の事情があると市長が認めたときは、前項第1号及び第2号に規定する場合は当該年度の3月末日まで、同項第3号に規定する場合は当該年度の翌年度の10月末日まで、その提出の期限の延期を認めることができる。

（交付決定）

第9条 市長は、前条第1項の規定による申請に基づき建築指導課長にその審査を命じ、補助金の交付の決定をしたときは、速やかに、耐震改修補助事業補助金交付決定通知書（様式第10号）により、申請者に通知するものとする。

- 2 前項の規定による通知を受けた者は、速やかに、補助金支払請求書（様式第11号）を市長に提出するものとする。

（補助金交付決定の取消し等）

第10条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき、又は受けようとしたとき。
- (2) 補助金を目的外に使用したとき。
- (3) この規則の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(申請者に対する指導等)

第11条 市長は、申請者に対して、当該申請に係る木造住宅の地震に対する耐震性の向上が図られるよう、必要な指導及び助言をすることができる。

(その他)

第12条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の太田市木造住宅耐震診断補助事業及び耐震改修補助事業補助金交付規則の規定による木造住宅耐震診断補助金及び木造住宅耐震改修補助金については、なお従前の例による。

附 則 (平成29年3月31日規則第43号)

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に交付の決定を受けた木造住宅耐震改修補助事業補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の太田市木造住宅耐震改修補助事業補助金交付規則第6条の規定による認定を受けた者に係る太田市木造住宅耐震改修補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の太田市木造住宅耐震改修補助事業補助金交付規則第6条の規定による認定を受けた者に係る太田市木造住宅耐震改修補助金については、なお従

前の例による。